

ショートステイ 長慶の里 料金表

H30年4月

1.介護サービス費(1日あたり)

事業所番号 0270203532

要介護度	基本サービス費	看護体制加算Ⅳ	機能訓練体制加算	サービス提供加算Ⅰ	介護サービス費合計	処遇改善加算Ⅰ(8.3%)	サービス費合計	利用限度日数
要支援1	465円	23円	12円	18円	518円	43円	561円	10日
要支援2	577円				630円	52円	682円	17日
要介護1	625円				678円	56円	734円	25日
要介護2	693円				746円	62円	808円	26日
要介護3	763円				816円	68円	884円	30日
要介護4	831円				884円	73円	957円	30日
要介護5	897円				950円	79円	1029円	30日

* 長期入所(30日以上)利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合日30単位減算

* 送迎1回片道184円 * 利用限度日数には送迎往復含んでいません。

* 緊急時受け入れ加算 90円/日(対象者のみ)算定

2.食費・居住費(滞在費)の額(1日あたり)

	食費負担限度額	居住費(従来個室)
第1段階	300円	320円
第2段階	390円	420円
第3段階	650円	820円
第4段階	1,380円	1,150円

食事代
朝 400円
昼 450円
夕 530円

区分支給限度額	
要支援1	5,003
要支援2	10,473
要介護1	16,692
要介護2	19,616
要介護3	26,931
要介護4	30,806
要介護5	36,065

* 食費、居住費は世帯の所得によって異なります。

3.その他 実費自己負担

洗濯業者依頼の洗濯代	洗濯乾燥後kg294円	* 洗濯は持ち帰りか業者委託の選択
施設での洗濯代	1回200円	* 基本は行いません。衣類不足時のみ
受診・往診の医療費	実費	* 泌尿器科の往診はお車代が発生します
処置等にかかる医療品費	実費	* ガーゼ、テープ、包帯等
日常個人で使う日用品費	実費	* シャンプー・リンス石鹸等は随時持参
理美容代(奇数月来苑)	2000円	* 美容室sinが来苑
希望外出及び代理購入時の交通費	施設車輛使用km20円 職員付き添い1時間毎1000円	
居室で使う電化製品等電気代	1日	
電気毛布	30円	
ラジオ	30円	
テレビ(持ち込み)	50円	* サイズは関係なし
テレビ(レンタル)	100円	* 20型になります
加湿器(持ち込み)	50円	* 使用時期11月～3月
加湿器(レンタル)	100円	* 使用時期11月～3月
その他家電	50円～100円	* 確認してからになります

* 加湿器に関しましては感染症予防対策のため施設で定める使用時期に使用をお願いします。

* おむつ、パットは長慶の里で負担します。

ショートステイ長慶の里 加算の詳細

看護体制加算Ⅳ

看護職員の数、常勤換算方法で、入所者の数が 25 又はその 端数を増すごとに 1 以上であること。・看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーションの看護 職員との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること。看護体制加算（Ⅱ）の算定要件 を満たすこと。前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の 総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合 が 100 分の 70 以上である こと。

機能訓練体制加算

専従の機能訓練指導員(※)を 1 名以上配置しているものとして届け出ていること。※機能訓練指導員の対 象資格 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔 道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

サービス提供体制加算 (Ⅰ)イ:18 単位/日、(Ⅰ)ロ:12 単位/日 (Ⅱ):6 単位/日 (Ⅲ):6 単位/日

(Ⅰ)イ:介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上であること。

緊急短期入所受入加算（介護予防を除く）90 単位/日

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活 介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定 短期入所生活介護を 緊急に行った場合。※当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して 7 日(利用 者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日)を限度。※認知症行動・ 心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。

利用者に対して送迎を行う場合 片道につき 184 単位

利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と 指定短期 入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合。

若年性認知症利用者受入加算 120 単位/日

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場 合。※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。

認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位/日

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活 介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合。※利用を開始し た日から起算して 7 日を限度。

認知症専門ケア加算（Ⅰ）3 単位/日

・事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状 若しくは行動が認められるこ とから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2分の 1 以上。

・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が 20 人未満 である場合にあっては、1以 上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあっては、1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又はその 端数を増すごとに 1 を加え て得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的 に開催していること。